

医本第116号  
高齢第478号  
令和3年7月2日

社会福祉施設等を設置する法人の長様  
高齢者施設等の管理者様

新潟県医療調整本部長  
新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

### 高齢者施設等における対面による面会の制限について

高齢者施設等における対面による面会については、「高齢者施設等における対面による面会の制限について」（令和2年12月11日付け医本第86号、高齢第1283号）にて緊急やむを得ない場合を除き、対面による面会は極力制限していただくようお願いしていたところですが、今般、県内において発令していた新型コロナウイルス感染症にかかる『警報』が『注意報』に移行したことに伴い、今後は別紙のとおり取扱うこととします。

なお、対面による面会を実施する際には、引き続きマスクの着用・手指の消毒などの感染防止対策を引き続き徹底した上で行っていただくようお願いいたします。

また、現在、関東圏において感染者が増加傾向にあることから、県内において再度『警報』に移行した場合に備え、関係者に対する積極的なワクチン接種への呼びかけをお願いします。

担当：新潟県高齢福祉保健課 介護サービス係  
TEL：025-280-5193  
Mail：ngt040230@pref.niigata.lg.jp